

小郡市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年2月8日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和5年1月5日から令和5年1月25日まで
- 2 監査対象 市民福祉部 長寿支援課
- 3 監査範囲 令和4年4月1日から令和4年11月30日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、補助金支出事務及び契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）契約事務について適正な事務処理を求めるもの

地域包括支援センター運營業務について、契約の相手方から提出された収支予算書に記載されている委託料の金額が、契約書に記載されている業務委託料の金額と異なっていたが、そのまま受理していた。

契約の適正な履行を確保するため、監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならぬ。契約の相手方から提出された書類を確認し、必要な指示をするなど、適正な事務処理を行われたい。

（2）介護保険料の還付について適正な事務処理を求めるもの

時効によって還付を受ける権利が消滅していた平成30年度の介護保険料を還付していた。

介護保険料の還付を受ける権利は、行使することができる時から2年を経過したときは、時効により消滅する。還付未済金について、時効を確認し、台帳を整理するなど、再発防止対策を講じられたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

①文書管理が適正でないもの

（2）調定事務（1件）

①調定額が適正でないもの

（3）徴収事務（3件）

①手数料の徴収時期が適正でないもの

②納入通知書が適正な時期に送付されていないもの

③徴収事務を私人に委託した旨を告示していないもの

（4）補助金交付事務（2件）

①適正な時期に補助金交付申請されていないもの

②必要書類の提出がされていないもの

（5）その他支出事務（1件）

①支出負担行為の手続がされていないもの

（6）契約事務（3件）

①契約書及び請書に不備があるもの

②必要書類の提出がされていないもの

（7）物品管理事務（2件）

①公印の使用及び公印台帳の整理が適正でないもの

②備品の管理が適正でないもの

（8）予算事務（2件）

①予算流用が適正でないもの

②財政課長の合議がないもの

(注) 事務局指導事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。